

「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業」入札説明書に関する質問回答書

No	資料名	頁/様式	該当箇所			タイトル	質問	回答	
1	入札説明書	5	第3	1	(6)	エ	事業期間	<p>附帯事業の事業期間が平成31年2月からとなっていますが、特定事業契約書第42条.4において「県は、本館棟等につき、本件引渡日から1ヶ月間程度、必要な開業準備行為を行う。」とあります。開業準備期間は、来場者はいないと史料致しますが、この期間に附帯事業の営業開始に向けて必要な準備を行い、開業に合わせて営業を開始できればよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	10	第4	3	(1)	イ	入札に参加する者に必要な資格	<p>建設業務である「備品整備」及び引越し支援業務を行う者が協力企業になれますか。</p>	建設業務である「備品整備」及び引越し支援業務については、入札説明書第4 3 (2)に示した参加資格要件を満たしていれば、協力企業になることは可能とします。
3	入札説明書	11	第4	3	(1)	オ	株式譲渡	<p>(オ)に「株式譲渡後においても上記(7)の条件は保持すること」とありますが、代表企業の変更は不可ということでしょうか。もしくは、貴県の承諾を得れば、代表企業の変更も可能であり、変更後の代表企業が筆頭株主になればよいということでしょうか。</p>	株式譲渡後においても、代表企業の変更は不可とします。
4	入札説明書	11	第4	3	(1)	オ	株式譲渡	<p>「施設整備業務に当たったものが保有するSPCの株式の第三者(当該株式を所有する構成員以外の者)への譲渡」に限定するのではなく、供用開始後に重要な役割を果たすことになる維持管理運営企業等の構成員への譲渡は認められませんでしょうか。</p>	第三者とは、「当該株式を所有する構成員」以外の者を指します。したがって、構成員間での譲渡も認められます。
5	入札説明書	11	第4	3	(2)	イ	指名停止	<p>指名停止について、停止期間が比較的短期のものについては欠格事由から除くなどの緩和措置をご検討いただけないでしょうか。</p>	入札説明書のとおりです。
6	入札説明書	12	第4	3	(3)		応募グループの各構成員に共通の参加資格要件	<p>設計、工事監理、建設、解体、維持管理等個別の要件がある業務を担う企業以外で出資を予定している企業については、物品や一般委託など特に指定はなく、何らかの категория で入札参加資格名簿に登録されていればよいとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	13	第4	3	(5)	ウ(イ)、ウ	建設業務を担当する者	<p>建設業務を担当する者の資格要件で、JV(分担施工)の場合、土木一式工事と建築一式工事の主任技術者又は監理技術者をそれぞれ担当する会社から選出することになりますが、JV(共同施工)の場合でも、資格を有していれば、A社から建築の、B社から土木の主任技術者又は監理技術者を選出し工期・工種に応じて適宜配置することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
8	入札説明書	18	第4	5	(2)	キ(イ)	入札価格の記載	<p>入札書に記載するのは税抜金額ということですが、「契約に当たっては入札金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって契約金額とする」一方で、「様式2-2中『支出合計(SPCに対する県の支払総額)』に記載した金額とする」とあります。端数処理の関係や、仮にSPC費用に非課税項目に関する費用があった場合には両者にズレが生じるケースがありますが、説明がつく範囲で差支えなければ誤差が生じてもよろしいでしょうか。</p>	<p>入札価格の記載方法は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札金額とします。また、入札金額に100分の108を乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、小数点第5位以下を切り捨てるものとします。</p>
9	入札説明書	20	第4	5	(4)	イ	契約保証金	<p>本件工事期間中(特定事業契約締結日から新設施設等の引渡日までをいう。)とありますが、これは事業契約締結日から雨水貯留槽等の引渡日である平成33年12月までとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約保証金は、施設整備費(本件工事費等相当額)の100分の10に相当する金額以上の金額としていますが、この「本件工事費等相当額」については、以下のとおりです。 ①本館棟等引渡し前：サービス購入料1-(1)、1-(2)、1-(3)の合計金額 ②本館棟等引渡し後～待合棟等引渡し前：サービス購入料1-(2)、1-(3)の合計金額 ③待合棟等引渡し後～雨水貯留槽等引渡し前：サービス購入料1-(3)の金額 また、上記と併せ、「本件工事期間」については、以下のとおりです。 ①特定事業契約締結日～本館棟等の引渡日 ②本館棟等の引渡日の翌日～待合棟等の引渡日 ③待合棟等の引渡日の翌日～雨水貯留槽等の引渡日</p>
10	入札説明書	21	第4	5	(4)	(イ)c b)	履行保証保険の付保	<p>履行保証保険に関して、「保険期間は施設整備期間中」であり、「補償限度額は本件工事費等相当額の100分の10に相当する額」とありますが、本館棟、待合棟、雨水貯留槽毎にそれぞれの工事期間、工事費に分けて付保することは可能でしょうか。</p>	履行保証保険の付保に関する考え方については、入札説明書に関する質問回答書No.9に準じてください。
11	入札説明書	23	第4	9	(2),(4)		仮契約と本契約の手順と体裁	<p>特定事業契約の締結の経緯として、仮契約とは別添資料4「特定事業契約書」の取り交わしを指し、その後、議会承認された旨の文書等による通知をもってその特定事業契約書が自動的に本契約に移行する、ということでしょうか。それとも、記載金額の無い簡素な内容の仮契約書面を取り交わす、または交付を受け、議会承認後にあらためて「特定事業契約書」を取り交わすという形式でしょうか。</p>	前段の記載のとおりです。
12	入札説明書	23	第4	10	(3)		協力企業及び再委託先の通知	<p>第1回目の県への通知が「入札書および提案書の提出日」とされていますが、これは、様式1-3に構成員と協力企業を記載して提出することを指し、再委託先の通知は不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
13	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1	サービス購入料1-(1)には、工事費のほかに「設計費」やSPC設立費などの「開業費」が含まれているように見受けられますが、これらは平成27年度中からすでに費用発生しているうえ、平成28年度以降に出来高として頂戴するにしても本体工事費×9/10以下ではこれら着工前費用を賄うことができません。 したがって、別途独立したサービス購入料として着工時までの出来高払いまたは一括払いなど、工事費と仕分けが明確になる方策をご検討願えませんでしょうか。	原案のとおりです。
14	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1	部分払いの回数は、年度内及び工事期間内に特に制限が無いとの理解でよろしいでしょうか。(出来高検査が煩雑にならない範囲で。)	特定事業契約書(案)に関する質問回答書No.17を参照ください。
15	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1	部分払いの対象について、「工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する額」とありますが、発注先との契約締結をもって「契約額=相応する額」と捉えてよろしいでしょうか。	製品検査合格済みのものとします。
16	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1	部分払いの対象について、金融機関から融資を受ける場合に発生する建中金利もその対象となるという理解でよろしいでしょうか。更に、建中金利を対象として頂ける場合は、融資契約に基づき出来高の認定日までに発生している金利分(債務)が出来高に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1 の部分払金の支払方法	「事業者から県への請求ごとに、次の式により算定される部分払金の額を支払う」とありますが、サービス購入料の部分払金の支払い回数を事業者が任意に(半期毎の支払いなど)ご提案できるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)に関する質問回答書No.17を参照ください。
18	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1 の部分払金の支払方法	「事業者から県への請求ごとに、次の式により算定される部分払金の額を支払う」とありますが、サービス購入料1-1に含む「SPC設立に要する費用」についても、既履行分を出来高換算し、部分払金の額に含み請求できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 特定事業契約書(案)に関する質問回答書No.23も参照ください。
19	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1 (施設整備業務に係る対価)	部分払金の対象となる本件工事費には、設計業務に係る費用、工事監理業務に係る費用、開業費用は含まれませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (ア)	サービス購入料1 (施設整備業務に係る対価)	部分払金の支払時期についてご教示ください。	特定事業契約書(案)に関する質問回答書No.17を参照ください。
21	入札説明書 付属資料1	4	1	(4)	イ (イ)	サービス購入料2 (維持管理業務に係る対価)	「待合棟及び雨水貯留槽等の施設整備に関する工期短縮に伴い、…維持管理期間が延長される場合は、新たに発生した維持管理費用は別途支払う」とこととされておりますが、本館棟について工期短縮の提案をした場合も同様に、新たに発生した本館棟の維持管理費用は別途支払われる(入札価格に含めない)との理解でよろしいでしょうか。	本館棟等整備の工期短縮がなされた場合においては、本館棟等に関する維持管理期間及びサービス購入料2-(1)の支払い回数は固定とします。よって、新たな維持管理費用は発生しません。
22	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (エ)	サービス購入料4	SPCのクロージング(清算)に係る費用は、サービス購入料4の対象という理解でよろしいでしょうか。そうした場合、清算にかかる費用が四半期毎の定額払いとなると、貴県にとっては係る業務費を前払いすることとなりますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
23	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (オ)	サービス購入料5	貴県より支払われるサービス購入料5は、計画上の修繕の実施時期が前後した場合、提案書記載の金額に基づき実施済部分のみ貴県からお支払い頂くことになるのでしょうか。	サービス購入料5に関しては、提案書記載の大規模修繕の実施年度及び金額での支払いを基本とします。 なお、大規模修繕実施時期が計画年度から前倒しされた場合は、計画年度での支払いとしますが、先送りした場合は、実施年度での支払いとします。
24	入札説明書 付属資料1	5	1	(4)	イ (オ)	サービス購入料5	仮に計画上の修繕の実施時期が翌年度以降に先送りとなり、翌年度以降に物価変動によるサービス購入料の改定が行われる事となった場合、当該修繕部分も改定の対象になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書に関する質問回答書No.23も参照ください。
25	入札説明書 付属資料1	6	2	(1)	ウ	改定の対象	物価変動に伴う改定の対象には、解体・撤去費用、造成費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書 付属資料1	6	2	(2)	イ	サービス購入料1 の改定	変動前残工事額と変動後残工事額との差額のうち、変動前残工事額の1.5%を超える額につき改定するとありますが、仮に変動率がマイナスとなった場合についても、1.5%を超える額についてのみ、減額の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書 付属資料1	7	2	(2)	ウ	サービス購入料1 の再度の 改定期	サービス購入料1の再度の改定期について、12ヵ月改定後に請求できると記載がありますが、予期することのできない法令の制定・改廃・経済情勢の激変により、あきらかに工事費が適当でないと認められる場合、12ヵ月経過未満であっても改定して頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりです。
28	入札説明書 付属資料1	8	3	(2)	ア	サービス購入料2・ サービス購入料3	改定に使用する指数はすべて速報値ではなく確報値という理解でよろしいでしょうか。	改定に使用する指数は、確報値を基本としますが、直前月で確報値が公表されていない月については、速報値を用います。 他のサービス購入料の改定についても同様とします。

No	資料名	頁 様式	該当箇所			タイトル	質問	回答
29	入札説明書 付属資料1	8	3	(2)	ア	サービス購入料2・ サービス購入料3	初回改定が行われるまでは提案書類の提出締切日が属する月(平成26年12月)の指数を採用するとあります。「実質賃金指数」は12月のみ極端に高い指数となるため、年間平均指数と比較した際に大きな減額改定となります。初回改定が行われるまでに採用する数値につきましても12か月平均を採用していただけないでしょうか。(例:平成24年度8月～平成25年度7月平均指数「99.5」に対し平成24年度12月数値「171.9」。当該年度通りに指数が推移した場合、初回は-42%の減額改定となります)	ご指摘を踏まえ、平成26年1月から12月までの平均値とします。
30	入札説明書 付属資料2	3	3	(1)	オ	利用者 モニタリング	「事業者が県に協力する」とありますが、具体的にはどのような協力を意味しますか。また、協力に係る費用負担は、貴県との理解でよろしいでしょうか。	具体的には、アンケートボックス等を置き、利用者に改善点や問題点等について、記入の上投函していただいたものについて、回収を行っていただきます。なお、集計等については、県が行います。必要な様式類等は県にて負担します。